

民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助金

災害発生時、買い物客や行楽客などの**行き場のない帰宅困難者**を受け入れる「**一時滞在施設**」を対象に、「**I 帰宅困難者向けの備蓄品**」と「**II 新型コロナウイルス感染症対策に必要な資器材**」の購入費用を補助します。本事業をご活用いただき、帰宅困難者の受入れ環境の整備にご協力ください。

【募集期間】令和5年4月10日(月)から令和6年1月19日(金)まで

帰宅困難者用備蓄品

補助金額 購入費用×5/6 (補助率) **補助上限額** 帰宅困難者受入人数×7,500円

※購入費用の内、帰宅困難者受入人数×9,000円までが補助の対象(9,000円×5/6=7,500円)となります。

補助対象備蓄品

STEP 1 : 帰宅困難者1人当たり3日分の数量が対象となります。



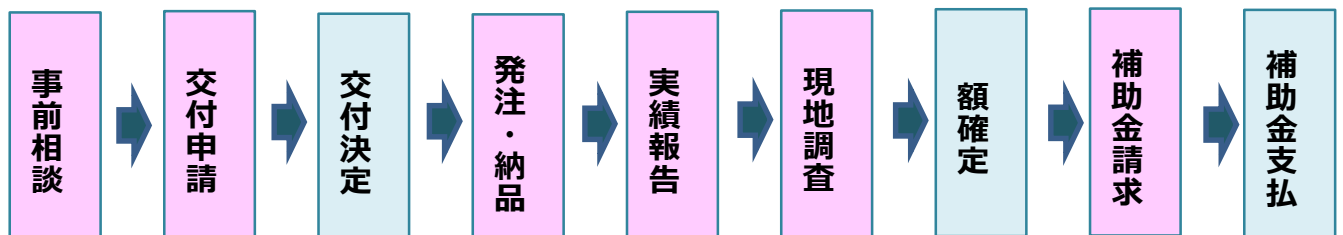
STEP 1 に加えてSTEP 2 もご確認ください。

STEP 2 : STEP1の4種を3日分完備した場合、対象となります。



※運搬費用や設置費用等は補助対象外です。

申請フロー



○ ピンク色が申請者ご自身が行う手続きになります。○ **必ず、発注・購入前**にご申請ください。

新型コロナウイルス感染症対策に必要な資器材

補助金額

購入費用×5/6 (補助率)

補助上限額

帰宅困難者受入人数×500円

※購入費用の内、帰宅困難者受入人数×600円までが補助の対象（600円×5/6＝500円）となります。

補助対象備蓄品

- ①マスク、②手指消毒液、③目の防護具（フェイスシールド、ゴーグル）、
 - ④接触感染を防ぐもの（使い捨て手袋、ガウン）、⑤非接触型体温計、
 - ⑥発熱者等専用スペースの確保に必要な物（簡易テント、パーティション）
- ※同様の機能を有する製品についても対象となります。



※消毒液申請上の補足事項

- アルコール濃度70%以上（70%以上の製品が入手困難な場合は60%台以上でも可）を対象とします。
- アルコール濃度60%以上（重量%）の消毒剤は、消防法上の危険物に該当しますので、備蓄する数量に応じて消防署への届出や申請、適切な保管場所が必要となる場合がありますのでご注意ください。

詳しくは、お近くの消防署にお問い合わせください。

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/topics/nichijou/nichijou/arukouru.html>



対象施設：以下①～③すべての要件を満たす施設

- ① 区市町村と帰宅困難者受入協定を締結していること。
- ② 従業者用備蓄品を完備していること。
 - ・ 従業者用備蓄品の**3日分**の完備※1が必要です。
※1 原則、帰宅困難者の基準（本紙表面STEP1）と同等の基準で完備してください。
 - ※2 **従業者用備蓄品の購入費用は本事業の対象外です。**
 - ・ **感染症対策資器材の補助を受ける場合は、加えて帰宅困難者用備蓄品も3日分の完備が必要です。**
- ③ 一時滞在施設の運営について定めた事業継続計画を策定していること。

○防災備蓄食品の賞味期限に留意し、有効活用にご協力ください。

食品ロスの対策については、以下のURLをご覧ください。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/recycle/tokyo_torikumi/torikumi/cat.html

○税金の減免制度があります。

◇固定資産税・都市計画税、事業所税が対象です。 ◇23区内の施設・事業者が対象です。

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shisan/info/kitakukonnansya.html>

<お問合せ先> 東京都 総務局 総合防災部 防災管理課 防災事業推進担当
TEL : 03-5388-2485 Mail : S0000040@section.metro.tokyo.jp

https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/kitaku_portal/1000048/1006430/1007875/index.html

